告　　発　　状

２０２６年　　月　　日

最高検察庁　御中

告発人　　別紙告発人目録記載のとおり

被告発人　　高嶋諒（東京地方裁判所裁判官）
北原直樹 （同上)

第１　告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条第1項）を構成するとともに、これらの行為が結果的に角川歴彦に重篤な健康被害を与えたことから、特別公務員職権濫用等致傷罪（刑法第196条）を構成するものと思料されるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

第一

被告発人高嶋諒は、東京地方裁判所裁判官の職にあったものであるが、いわゆる東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件（以下「同事件」という）の捜査主任であった東京地方検察庁特別捜査部（以下「特捜部」という）に所属する検察官であった久保庭幸之介により、２０２２年９月１５日、被疑者である株式会社KADOKAWA（以下「同社」という）元会長、公益財団法人角川文化振興財団名誉会長である角川歴彦（以下「同人」という）が、容疑を否認していることそのものが罪証隠滅のおそれだとする非論理的な勾留請求を受け、同人が７９歳という高齢であることを認識しつつ、検察官の意見のみを認容して勾留を決定し、これらにより、同人らが長期間勾留され、その間、同人らが肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが容易に予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、もって特別

公務員として職権を濫用して同人らを監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人らに対し加虐の行為を行ったものである

第二

被告発人北原直樹は、東京地裁裁判官職にあったものであるが、２０２２年１０月６日、同人が、高齢であるうえ、心房粗細動、総胆管結石、遠位弓部大動脈嚢状瘤術後、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症等の重篤な疾病を有し、２０２２年９月時点で心房粗細動再発による脳梗塞の懸念のため、同年１１月に手術予定であったこと等健康上重大な問題があることを認識しつつ、「黙秘権の行使や容疑の否認そのもの」を罪証隠滅のおそれとする、検察官の根拠なき主張に無批判に従い、法の番人としての責務を放棄して第１回目の保釈請求を不当に却下し、さらに２０２２年１０月１９日、同人が激しい動悸を訴えるなど健康状態の悪化が見られたにもかかわらず、再度、検察官の根拠なき主張に無批判に従い、法の番人としての責務を放棄して第２回目の保釈請求をも不当に却下し、同人の健康状態がさらに悪化したことを認識しつつ、２０２２年１２月５日、第３回目の保釈請求をも不当に却下し、これらにより、同人らが長期間勾留され、その間、同人らが肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが容易に予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、もって特別公務員として職権を濫用して同人らを監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人らに対し加虐の行為を行ったものである。

第２　罪名及び罰条

刑法第１９４条: 特別公務員職権濫用罪
刑法第１９５条第１項：特別公務員暴行陵虐罪
刑法第１９６条：特別公務員職権濫用等致傷罪

第３　告発の経緯

1. 同人は2022年9月14日に贈賄容疑で逮捕され、同年10月4日に起訴されたが、一貫して容疑を否認していた。

2. 同人は逮捕当時、７９歳という高齢であり、心房粗細動、総胆管結石、遠位弓部大動脈嚢状瘤術後、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症等の重篤な疾病を有し、２０２２年９月時点で心房粗細動再発による脳梗塞の懸念のため、同年１１月に手術予定であった。

3. 同人に対する勾留請求及び勾留延長請求に際し、被告発人高嶋諒は、同人側弁護人から、これらの持病が悪化する危険性、及び拘置所内の劣悪な医療環境について、詳細な意見書をもって再三にわたり報告を受けていたにもかかわらず、検察官の「罪証隠滅のおそれがある」という、形式的かつ抽象的な反対意見を最低限の吟味すら行わず丸呑みし、同人に対する勾留を不当に決定した。

4. ２０２２年１０月６日、同人の弁護人は、同人が高齢であるうえ罪証隠滅のおそれも逃亡のおそれもなく、同人の健康維持、生命維持の観点から、保釈の必要が極めて高いとして保釈を請求したが、被告発人北原直樹は、同人の健康上の問題を認識しつつ「黙秘権の行使や容疑の否認そのもの」を罪証隠滅のおそれとする、検察官の根拠なき主張に無批判に従い、法の番人としての責務を放棄して第１回目の保釈請求を不当に却下した。

5. ２０２２年１０月８日夕刻に、同人は激しい心臓動悸症状を自覚し、医師の診察を求めた。弁護人は同人の健康状態を懸念し、同人の主治医に対して改めて詳細な事情聴取を行うなどした上で、同月１７日、東京地裁に対し、２度目の保釈請求をしたが、同月１９日、被告発人北原直樹は第二次保釈請求に対しても、主治医の指摘した必須の検査及び経過観察の必要性を無視し、検察官の「罪証隠滅のおそれがある」という、形式的かつ抽象的な反対意見を最低限の吟味すら行わず丸呑みし、この保釈請求を却下した。

6. 同人は前述のとおり、高齢の上、１１月に心臓手術が予定されていたほどの重篤な持病を抱える身であったうえ、拘置所では、主治医から与えれていた薬も取り上げられ、専門医ではない拘置所の医師の処方する薬のみを摂取することができる状態であった。そのような状況下、２０２２年１１月１８日午前中、弁護人と接見中に意識を失いかけ、顔色も悪かったことから、急遽、職員を呼んで複数名の職員に抱えられるようにして車椅子に移され医師による診察を受けた。同日夕刻、別の弁護人が接見に赴いたが、同人の健康状態が芳しくなく接見ができないほどの状態であった。

7. 上記の病状悪化と同年１２月１日付で同人が各種役職から退任したことを理由に、弁護人は２０２２年１２月１日に、東京地裁に対し、３度目の保釈請求を行ったが、同月２日、被告発人北原直樹は、検察官の「罪証隠滅のおそれがある」という、形式的かつ抽象的な反対意見を、またもや最低限の吟味すら行わず丸呑みし、この保釈請求を却下した。

8. ２０２３年４月１８日、同人の健康状態が極めて深刻で生命の危険が高まっていたことから、弁護団は検察官請求証拠に大幅に同意し、第５次保釈の請求を行った。これに対しても、東京地検梅原隆検事は保釈に反対する意見書を提出したが、同月２７日、東京地裁の四宮知彦裁判官は保釈を許可する決定を出した。これに対して、東京地検梅原隆検事は、同日のうちに保釈決定に対する準抗告及び執行停止の申立てをしたが、東京地裁は即日これを棄却した。これによって同人は同日の夜遅くにようやく釈放されたが、その時点では、車椅子で移動しなければならないほど健康状態は悪化していた。

9. かかる一連の行為により、同人は２０２２年１０月６日から２０２３年４月２７日までの約２２６日間、東京拘置所に収容され続け、十分な医療を受けることができなかった。これらの行為は、被告発人らが特別公務員としての職権を濫用し、同人の生命身体に重大な危険を及ぼしたものである。

10. 同人が逮捕された理由は、「記者会見を行ったことが証拠隠滅行為に当たる」というものであった。しかし、記者会見とは通常、記者クラブや会場を公式に設定して行うものである。本件では、事件が報道され、自宅に報道陣が押し寄せたため、その混乱を収拾する目的で同人が代表取材に応じたに過ぎない。これをもって「記者会見を行った」とするのは合理性に欠ける。さらに、無実を主張することが証拠隠滅行為に当たるという検察の主張は論理的に破綻している。

11. 同人は７９歳という高齢であり、心房粗細動（不整脈）、総胆管結石、ERCP後膵炎などの重篤な疾病に加え、遠位弓部大動脈嚢状瘤術後、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症を抱え、心臓手術も控えていた。このような状態では逃亡の可能性は極めて低い。また、２０２２年１０月４日の起訴時点で会長職を辞任し、同年１１月４日には取締役も辞任して同社経営から完全に退いていたため、社員に圧力をかけることも現実的に不可能であった。

12. ２０２２年１２月時点での、ＣＯＶＩＤ－１９による日本での累計死者数は５万５千人を超え、同年１２月の段階では、オミクロン株の流行により、死亡者数は

月間で７４３２人を記録し「月間死者数として過去最多」と報じられている状況であった。同人の７９歳という高齢自体が ＣＯＶＩＤ－１９ 重症化の最大の危険因子であるうえ、さらに心房粗細動（血栓リスク増大）と大動脈瘤術後（循環器脆弱性）が加わると、心筋炎・心不全・脳卒中の複合リスクが急増し、さらに、総胆管結石・ERCP後胆管炎は免疫低下・栄養不良を招きやすく、高血圧・脂質異常症・高尿酸血症が動脈硬化を加速させるため、全身炎症に対する耐性が極めて低い状態であり、ワクチンを接種していても、基礎疾患多重の高齢者では有効性が低下し、重症化率が２０-４０％に達するというデータも存在した。すなわち同人の死亡リスクは極めて高い状況にあった。これにもかかわらず拘留を続けようとしたことは、同人に生命・健康上の危機を強く認識させることで、保釈を得るための虚偽の自白に誘導する意図があったと推定される。これは明らかに検察権限の濫用といえる。

13. 本件の被疑事実である贈賄罪は、刑事捜査実務において、長期の身体拘束が例外的にしか認められない事案であり、多くの事案は在宅起訴又は比較的早期に保釈が認められている。このような犯罪類型において、被告発人らが同人の重篤な病状を認識しながら、長期間にわたり勾留を維持し、結果的に致傷に至らしめた行為は、通常の捜査目的を逸脱したものであり、勾留の真の目的が自白獲得にあったことを決定的に示すものである。

14. 本件に先行した大川原化工機事件では、事件そのものが警察の捏造であったうえ、冤罪であった相嶋静夫氏が否認を続けた、すなわち「検察の求める自白をしなかった」という理由で、進行がんであるにもかかわらず保釈が認められず、適切な時期に治療を受けられず、２０２１年２月７日に亡くなっている。同事件では、後に捜査の杜撰さや違法性が認定され、警視庁・東京地検は謝罪に追い込まれた。それにもかかわらず、その後も、「人質司法」と呼ばれる手法が常態化し、被告発人ら裁判官が検察官の不当な保釈妨害に追従し、その是正を怠っていたことを示すものである 。

15. 上記事件の被疑者とされた相嶋静夫氏が無実を訴えたために保釈を受けられず亡くなった事例は、拘留中の同人の知るところでもあり、さらに、拘置所の医師が同人に「あなたは生きている間にはここから出られませんよ。死なないと出られないんです」と述べたことは、否認している同人にとって、自白すれば出られる可能性があるという圧力として受け取られる。このような環境では、被疑者が傷病による苦痛や死の恐怖から逃れるために虚偽の自白を検討するのはむしろ自然であり、そのような自白の信用性は著しく低いと見なされるべきであるが、一方

で、まさにこのような「人質司法」と呼ぶべき不当な拘留が常態化していることを示すものである。

16. 保釈を許可するのは裁判官の裁量であるが、保釈審査担当裁判官は都度替わるために、実情を把握するのは困難とされる。上記大川原化工機事件においても、８回に及ぶ保釈請求に対応したのは悉く別の裁判官であったことが、検察官の反対意見を鵜呑みにした理由の一つとされたが、本件においては一人の裁判官が、同人の高齢と持病、さらに健康状態の悪化を継続的に認識できる状態にありながら、三度にわたって保釈を却下したことは重大な問題である。

17. 拘置所の医療施設では高度の専門性を要する医療を受けることが難しい中、病状の悪化を知りながら保釈を却下し続けた行為は、拘置所の医師による「死なないと出られない」という発言に象徴される、被疑者を絶望的な心理状態に追い込む環境を認識し、その精神的・肉体的苦痛を自白強要の手段として意図的に利用したものであり、形式的な暴行や陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与え続けた「陵虐」に該当することは明らかである。

18. 日本の刑事裁判の有罪率が９９．９％と言われるように、検察が起訴してくる被告人は真犯人に決まっており、否認しているということは「真犯人でありながら罪を免れようとする、とんでもない不届き者」であるのだから、不届き者の保釈を認めることで重要な証拠がすべて隠滅されるかもしれないと裁判官が安易に判断することで、保釈が却下されるのであるとすれば、それはまさに司法が行政に従属している状態であり、三権分立が機能する民主国家とは言えるものではない。

19. この「人質司法」と言われる問題においては、司法を司るべき裁判官が、行政官である検察官に言われるがままに「自動販売機」と揶揄されるほど無批判に逮捕状を発布し、さらに検察官が反対するがままに保釈請求を却下するといった在り方は、憲法における三権分立に反するものとして問題視されるべきものであるとともに、冤罪を生み出す温床ともなり得るものである。ましてや、被疑者が治療を要する病気であることを知りつつ、保釈を却下するという行為は、人道的にもあってはならないことである。

20. 「裁判官の独立」は、司法が行政権力（検察官）からの不当な介入を排し、裁判官がその良心に従い独立して職権を行う（日本国憲法第７６条第３項）ための民主主義の根幹である。本件において被告発人ら裁判官が、高齢かつ重篤な持病を

持つ同人に対し、検察官の主張を無批判に追認し、勾留を維持した行為は、その憲法上の義務である独立性を自ら放棄し、検察に隷従した結果発生したものであり、その不当な結果責任を追及する本告発において「裁判官の独立」を理由として捜査が及び腰になることがあるとしたら、それは憲法の趣旨からみて本末転倒である。

21. そもそも、「容疑を否認した」「自白をしない」ことが、保釈反対の理由となること自体があってはならないことである。そのような理由で勾留を続けることこそ、まさに「冤罪で逮捕された人間に自白を強要し冤罪を作り出す構造」そのものであり、たとえ検察官がそのような反対意見を述べたとしても、裁判官は法の番人、司法の担い手として、警察や検察に無批判に追従することなく、必要であればその暴走を諫め、誤った法解釈に対しては毅然として撥ねのけるのがその職務であらねばならない。

22. 法治国家においては、裁判を受けるに当たって、被疑者の権利が尊重されることや健康の保護が前提であり、適正手続きを無視して勾留や医療妨害を行うことはあってはならない。大川原化工機事件及び本件に見られるような、生命や健康を圧迫する拘留・心理的圧力は、法的にも倫理的にも重大な問題があり、決して許されるべきものではない。被告発人らは、人身の自由の最終的な番人として、この「生命・健康の危機」という客観的な状況を厳格に審査する職務上の義務を負っていたのに、これを怠ったのであるから、今後の同様の事例の再発を防ぐためにも、このような行為は刑事罰の対象とされるべきである。

23. 以上のとおり、本件の行為は権限を逸脱した職権濫用であり、適切な医療を受けさせず、病状悪化を知りながら保釈に反対し、治療の妨害を続けた行為は、形式的な暴行・陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与えたものであり、特別公務員暴行陵虐罪に該当する。また、保釈時に、同人が車椅子で移動しなければならないほど健康状態は悪化していたことから、特別公務員職権濫用等致傷罪に該当する。

24. 日本国憲法第３４条が保障する人身の自由の制約は、刑事訴訟法第８９条第４号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を厳格に審査することによってのみ許容される。本件において、被告発人ら裁判官が、否認や黙秘を理由としてこの規定を過剰かつ恣意的に解釈し、検察官の自白獲得を目的とする不当な勾留維持に無批判に従ったことは、司法の責務を根本から放棄したものであり、人身の自由の最終的な番人たる裁判官の責任こそが、検察官の責任より本質的に重い

ことは明白である。被告発人ら裁判官は、検察による勾留請求や保釈却下を促す意見書を、最低限の吟味すら行わず丸呑みし、同人を死の恐怖にさらし、車椅子での移動を余儀なくされるほど衰弱させた。法治国家において、被疑者らの生命や健康を圧迫する拘留・心理的圧力によって自白を得ようとしていると見なされ得る行為は、法的にも倫理的にも重大な問題であり、断じて許容されるべきものではない。本件における被告発人らの行為は、法治国家における捜査・司法権の根幹を揺るがす重大な犯罪行為であることに鑑み、司法の根幹たる人権保障の責務を回復し、公正な司法に対する国民の信頼回復のためにも、徹底した事実解明と適切な訴追が不可欠である。

以上

よって、告発事実について、厳正なる捜査を実施のうえ、速やかに起訴されたく、本告発に至った次第である。